2023年9月6日
（一社）ロシアNIS貿易会

【周知】インボイス制度に関する周知広報について

「インボイス制度に関する周知広報について」につきまして、
経済産業省より、下記の周知依頼がございましたのでご連絡いたします。

※本件についてご不明点等ございましたら、添付資料に記載されております
　関係機関へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

本年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されるところ、これまでにお寄せいただいたご質問の内容等も踏まえつつ、事業者の方々の参考になると思われる資料を別添のとおり取りまとめました。

インボイス制度に関連した各種相談体制・支援策等については、制度開始後も引き続き継続する予定となっております。これまで数次にわたり周知の御協力をお願いしてまいりました内容と重複する部分もございますが、インボイス制度の円滑な導入と定着に向け、貴団体及び傘下組織の各会員事業者やその取引先における準備・対応を的確に進めていただく観点から、周知・広報にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、インボイス発行事業者の登録申請を行う場合には、e-Taxを利用することで、問答形式でスムーズに申請書を作成でき、ご自身の登録番号が記載された登録通知も早く受け取ることができますので、ぜひ「e-Taxによる登録申請」をご利用ください。

また、別紙については、各府省庁におけるホームページの各種相談体制・支援策等に係る資料の掲載先URLとなっておりますので併せてご活用ください。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

【添付資料】
（別紙）　相談体制・支援策掲載URL
資料１　インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項等
資料２　事業者支援策全体の概要
資料３　各種相談体制・支援策の概要
資料４　令和５年度税制改正等による激変緩和・負担軽減策の概要
資料５　公正取引委員会の取組

（別　紙）

制度全般や説明会等の情報に関するご案内

【国税庁　インボイス制度特設サイト】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm

制度の概要をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁　令和５年 10 月　インボイス制度が始まります！！（リーフレット）】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf

【YouTube 国税庁動画チャンネル】

https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc

【国税庁　免税事業者のみなさまへ　令和５年 10 月１日から　インボイス制度が始まります！】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf

制度の詳細をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁　消費税　インボイス制度に関する改正について】

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf

【国税庁　適格請求書等保存方式の概要　インボイス制度の理解のために】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf

【国税庁　適格請求書等保存方式に関するＱ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁　制度開始に向けて特にご留意いただきたい事項】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023008-044.pdf

制度に関する各種ご相談窓口

【国税庁　インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html

【中小企業庁】

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※　各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁　各種支援策のご案内】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_invoice.pdf

【中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口】※免税事業者向け

https://chusho-invoice.jp/

資料１　インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項等

3　インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

国税庁作成資料

登録申請期限

Q 10月１日(日)から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を出す必要があるか？

９月30日(土)までに申請書を提出する必要

・e-Taxの場合、**9月30日(土)の23:59:59までの受付**となります
・**郵送**の場合、**9月30日(土)の通信日付印**のあるものまでとなります
・**窓口提出**の場合、**9月29日(金)の閉庁時間（17:00）まで**となります

※　**９月30日**は**土曜日**ですが、10月２日(月)まで**期限は延びません**。

インボイスの交付対象時期

Q インボイスの交付義務が生じるのはいつの取引からとなるのか？

10月１日(日)の取引から

具体的には**以下の日**が**10月１日以降**になる場合、交付義務が生じます
・**モノの販売**　：出荷日、相手方の検収日など、**引渡しの日**として**合理的な日**
・**サービスの提供**：物の引渡しを要する場合は、**目的物の全部を引き渡した日**
　物の引渡しを要しない場合は、**役務の全部を完了した日**

※　必ずしも10月1日以降に交付する請求書等から**対応しなければならないわけではありません**。

【具体例】
① **令和５年９月中**の取引について**令和５年10月に請求**を行う場合 ⇒ インボイス対応の**必要はありません**
　※ 令和５年**９月以前**に**インボイス対応すること**自体は**問題ありません**。
② **令和５年９月中**に請求書を出し**令和５年10月に納品**を行う場合 ⇒ インボイス対応の**必要があります**
　⇒　この場合、**納品のタイミング**で**インボイスを交付**するか、**登録番号を通知**し請求書と併せて保存してもらうなどの対応が考えられます。

3　インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

国税庁作成資料

10月1日に登録通知が未達の場合の対応

【売手の対応】Q 10月１日を迎えても登録通知書が届かないが、どうインボイスを交付するか？

1. 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する

又は

2. 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**

又は

3. 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する

事後交付が困難な**小売店**などはどう対応するか？

⇒　事前に**インボイスの交付が遅れる**旨を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせしたうえで、

- **事業者のHP等において**「弊社の登録番号は『T1234…』となります。令和５年10月１日から令和５年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください」**と掲示**する
- **買手側からの電話等**に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう

といった対応が可能です

※　これらの取扱いは、登録申請は令和５年９月までに行ったものの、令和５年10月１日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いとなります。したがって、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

【買手の対応】　Q 売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除を行ってよいか？

事前に**インボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できた**ときは、受領した登録番号のない**請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません**

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です

※　保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

※　基準期間における課税売上高が１億円以下又は特定期間における課税売上高が５千万円以下の事業者は１万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ですので、上記対応は不要です。

3　インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

国税庁作成資料

受領したインボイスの適正性の確認

Q 売手からインボイスを受領したが、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのか？

インボイスの適正性（番号が有効かどうか）については、**事業者においてご確認**いただく必要があります

ただし

全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、**事業者においてその頻度等をご判断いただく**こととなります

取引に入る前の確認も重要です

【具体例】
- **新規取引先**との取引：**確認する**
- **継続的に取引がある企業**との取引：**都度の確認はしない**

※ 登録を受けた場合、自ら届け出等しない限り有効であり、取消しも課税期間（原則１年）単位でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

※　少額特例の適用を受ける方や、簡易課税制度や２割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった方について、納税額を売上税額の２割とする特例です）を選択する方については、仕入税額控除にインボイスの保存は不要ですので、上記対応は不要です。

※　国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」では、Ｗｅｂ-ＡＰＩ機能の仕様を公開しており、当該サイトと連携している会計ソフトを利用されている場合には、より効率的な取引先の登録状況の確認が可能です。

インボイス制度について知りたい

インボイス制度とは何か？など、Ｑ＆Ａやパンフレット等の内容については

インボイス制度特設サイト

インボイスコールセンター
（9時-17時 土日祝除く）
0120-205-553

説明会への参加申込・個別相談については

インボイス制度の説明会

税務署へ個別に相談する

税制以外のご相談は

関係省庁等の相談窓口

国税庁作成資料

インボイス制度後の税務調査の運用について

○　これまでも、保存書類の**軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない**。

・　従来から、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施。

○　仮に、調査等の過程で、インボイスの**記載事項の不足等の軽微なミス**を把握しても、

・　インボイスに必要な記載事項を他の書類等※で確認する、

※ 相互に関連が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能。

・　修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応を行う。

○　まずは**制度の定着**を図ることが重要であり、**柔軟に対応**していく。

資料２　事業者支援策全体の概要

インボイス制度への移行に当たっての事業者支援策

財務省作成資料

相談体制の強化

- 事業者の相談に対して丁寧に対応できるよう、**インボイスコールセンター**を設置
- **中小企業へ経営支援**を行っているよろず支援拠点、商工会議所、商工会等の**支援機関の経営相談体制を抜本的に強化**し、相談対応を実施
- **免税事業者からの相談受付窓口**を設置し、相談内容に応じ、**税理士**（税務相談）や、**支援機関等**（経営相談、補助金の案内）が対応する枠組みを、中企庁補助事業にて立ち上げ
- **税務署**において、各事業者の事業実態を聴取し、登録要否の検討をサポートする**相談会を開催**
- 関係各省庁において、**所管業界に対する周知広報計画**を策定の上、きめ細かく事業者をサポート
- **地銀、信金、信組**において、取引先企業に対する**セミナーの開催**

税制措置

- 課税転換する免税事業者の**税負担を売上税額の２割に軽減**（R5改正）
- 少額取引に係る**事務負担軽減策**（１万円未満はインボイス不要）を措置（R5改正）
- 免税事業者から仕入れた場合でも、当面は**８割の仕入税額控除が可能**

予算措置

- **IT導入補助金**：大企業も含む発注者が取引先の中小企業等に受発注ソフトを利用させる場合にも対象拡大
- **持続化補助金**：課税転換した場合に**50万円**上乗せ

取引環境の整備

- **独禁法等のＱ＆Ａ**の公表、**6,000を超える業界団体**への法令遵守要請を実施
- **下請けGメン**や**書面調査**による状況把握や**発注者側への注意喚起**等を実施

資料３　各種相談体制・支援策の概要

国税庁作成資料

インボイス制度に関する相談窓口一覧表

今年2月に作成・活用している「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」については、必要な更新を行い、10月以降も的確に該当窓口を案内できるようにしていく予定。

インボイス制度に関する相談窓口一覧表

制度のご相談

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
一般的なご質問 「インボイス制度とは何か」など、ＱＡやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	**税務相談チャットボット**（AIが24時間自動回答） **国税庁インボイスコールセンター**	ご利用は**こちら**から（特設サイトからも利用可） **0120-205-553**（9:00-17:00　土日祝・年末年始除く）	《国税庁HP》 インボイス制度特設サイト
一般的なご質問 **【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】**	**インボイス専用ダイヤル** **農林水産省、水産庁、林野庁の担当課**　など	**別添１＜農業等専用ダイヤル一覧＞**をご覧下さい	《農林水産省HP》 消費税のインボイス制度について
個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に関してどのように検討すればよいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか　など	**所轄の税務署**	「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	《国税庁HP》 税務署などの所在地などを知りたい方
e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法	**e-Tax・作成コーナーヘルプデスク**	**0570-01-5901** または **03-5638-5171** （9:00-17:00　土日祝・年末年始除く） ※　確定申告期の受付時間は「関連サイト」をご覧下さい	《e-TaxHP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

税理士オンライン相談

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
税理士への無料オンライン相談 インボイス対応に伴う納税負担、登録の要否に関する検討	**【中小企業庁補助事業】** **中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口**	**0570-028-045** または **045-330-1365** （9:00-17:00　土日祝・年末年始除く）	《相談窓口受付HP》 相談受付窓口（まずはお電話して下さい）

補助金のご相談

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します	**サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター**	**0570-666-376** （9:30-17:30　土日祝・年末年始除く）	《IT導入補助金HP》 IT導入補助金
小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用（税理士等への相談費用を含みます）等を補助します	**【商工会地域の方】** 事業を営まれている地域の**地方事務局**	**別添２＜都道府県地方事務局一覧＞**をご覧下さい	《商工会地区補助金事務局HP》 商工会地区小規模事業者持続化補助金
	【商工会議所地域の方】 **商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター**	**03-6632-1502** （9:00-12:00、13:00-17:00　土日祝・年末年始除く）	《商工会議所地区補助金事務局HP》 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金

取引先からの代金減額・取引中止要請などについてのご相談

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般的なご相談　独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※　独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	**公正取引委員会本局、地方事務所等**	**別添３＜独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧＞**をご覧下さい	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
下請法に関する一般的なご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか	**公正取引委員会本局、地方事務所等**	**別添４＜下請法に関する相談ダイヤル一覧＞**をご覧下さい	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	**下請かけこみ寺相談窓口**	**0120-418-618** （9:00-12:00、13:00-17:00　土日祝・年末年始除く）	《全国中小企業振興機関協会HP》 下請かけこみ寺
建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談　など	**地方整備局、都道府県**　など	**別添５＜建設業専用ダイヤル一覧＞**をご覧下さい	《国土交通省HP》 建設業法令遵守・指導監督

経営に関するご相談

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
経営に関する一般的なご相談 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※　インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	各都道府県の**よろず支援拠点**	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい	《よろず支援拠点全国本部HP》 支援拠点一覧
経営に関する一般的なご相談 **【商工会・商工会議所の会員の方】** インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援施策のご紹介	お近くの**商工会**または**商工会議所**	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい	《全国商工会連合会HP》 全国各地の商工会WEBサーチ 《日本商工会議所HP》 商工会議所(都道府県連)名簿

（参考）中小企業向け相談体制の強化（支援機関の体制強化）

中小企業庁
作成資料

- **中小企業への経営支援**は、**よろず支援拠点**及び**全国各地の商工会・商工会議所**等の各支援機関が中心となって、インボイス関係は**約10万件の相談対応を実施**。
- 今後、**インボイス等の相談が急増**することを見込み、令和４年度第二次補正予算を活用し、**支援機関における経営相談体制を抜本的に強化**。個別相談、セミナー開催等により手厚い支援を実施。

	よろず支援拠点	商工会議所	商工会
	よろず支援拠点	日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry	全国商工会連合会 CFSCIJ
支援員による相談件数※1 ※カッコ内は支援員数	約32万件（令和4年度実績） （約600人）	約186万件（令和2年度実績） （約3,400人）	約312万件（令和2年度実績） （約4,100人）

R４補正による強化概要

追加の相談員による相談件数(想定)※1, ※2	約18万件	約8万件	約40万件
セミナー実施回数(想定)※1	約900回	約1,000回	約1,300回

※１　インボイスに関する相談に加え、新型コロナ、物価高など様々な事業環境変化に関する相談・セミナー含む。
※２　常勤、スポットなど様々な形で相談員等を確保し、現場での相談対応を実施。

（参考）「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」概要

中小企業庁
作成資料

- **免税事業者の様々なニーズにきめ細かく対応**するため、商工会・商工会議所・税理士等の相談先を紹介できる**受付窓口を4/24に開設**。**税理士にオンライン相談ができる体制も構築**。

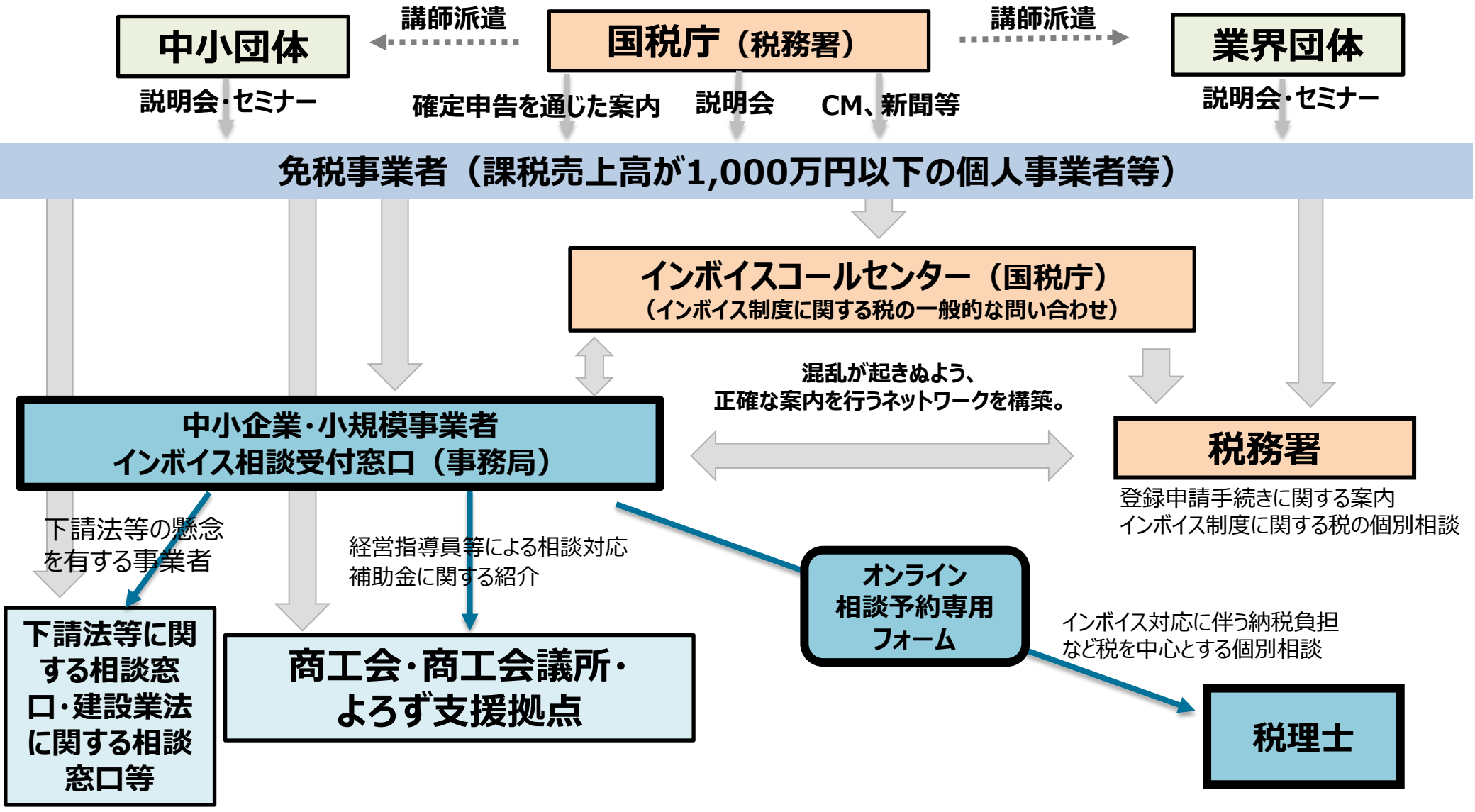

（参考） オンラインを活用した税理士との相談状況

中小企業庁
作成資料

- 「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」では、免税事業者向けに税理士とのオンライン相談ができる体制を構築し、**全国どこの免税事業者であっても税理士とオンラインで相談が可能**。

●リーフレット

●主な相談内容

- ✓ 課税転換した場合の税額がどの程度になるか知りたい。
- ✓ ２割特例や簡易課税制度を活用した場合の計算方法が知りたい。
- ✓ 経過措置における税額の計算方法がわからない。
- ✓ 消費税の申告方法がわからない。

●オンライン相談を活用した免税事業者の声

普段は税理士に経理をお願いしていないため、**自社の具体的な状況を踏まえて質問できたことは貴重な機会**。
税額の計算だけでなく、**特例を活用する際の注意ポイントなども教えてもらうことができた**。
課税要否を判断する材料としたい。

免税事業者（建設業）

中企庁HP
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/invoice_madoguchi.pdf

（参考）事務負担の軽減（IT導入補助金）

【生産性革命推進事業(令和4年度補正2,000億円）の内数】

中小企業庁
作成資料

- ＩＴ導入補助金において、**インボイス対応に必要なＩＴツール(会計ソフト、受発注ソフト等)の導入を支援**。インボイス対応用の**安価なITツール導入も補助対象**とするため、**補助下限額を撤廃**(従来の補助下限額は5万円)。本措置は、令和5年１月20日からの公募回から適用。これまでに**4万件程度の採択**を実施。
- また、現行制度では、補助事業者は中小企業等に限定しているところ、**中小企業等のインボイス対応のためのITツールを大企業が提供する場合も補助対象**とする。（令和5年6月20日申請受付開始。）

【補助下限額の撤廃】

類型名	デジタル化基盤導入類型			
補助事業者	中小企業・小規模事業者等			
補助額	ITツール（会計・受発注・決済・ECソフト）		PC等	レジ等
	～50万円以下 ※補助下限額撤廃	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大２年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)			

インボイス対応に必要な**ITツールの補助下限額を撤廃**。
（令和5年1月20日の公募回から適用）

【類型新設による補助対象の拡大】

類型名	商流一括インボイス対応類型	
補助事業者	中小企業・小規模事業者等	大企業等
補助額	ITツール（ｲﾝﾎﾞｲｽ制度に対応し、受発注機能を有するもの）	
	～350万円	
補助率	2/3以内	1/2以内
対象経費	クラウド利用費（利用料最大2年分）	

【例】大企業が、発注・支払等を電子的に行うITツールを購入し、当該ITツールを中小企業等である取引相手に無償で利用させる。この場合、大企業のITツール購入に係る費用を補助対象とする。

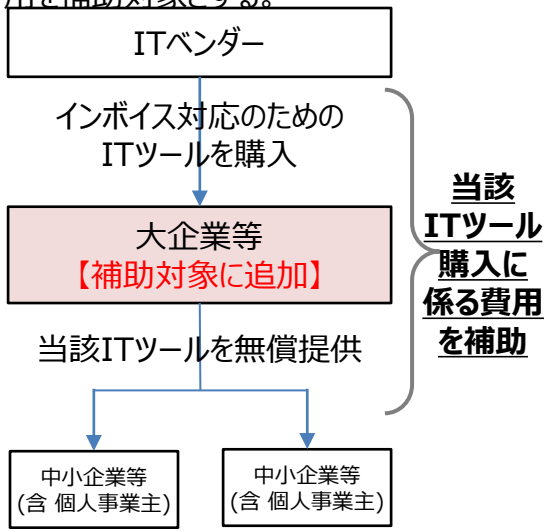

（参考）販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金）

【生産性革命推進事業（令和4年度補正 2,000億円）の内数】

中小企業庁
作成資料

- **小規模事業者**が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、**商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成**し、**当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援**。
- 特に、免税事業者から**インボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して、令和4年度補正では、補助上限額を一律50万円引上げ**。本措置は、令和5年3月10日の第12回公募から適用。これまでに**３千件程度の採択**を実施。
- 本補助金は、販路開拓等の取組の中で、**インボイス制度やその申請等について税理士等へ複数回相談する経費も含めることも可能**。

＜令和4年度補正における補助上限額の引上げ＞

	通常枠	賃金引上枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
インボイス発行事業者	**100万円**	**250万円**	**250万円**	**250万円**	**250万円**
上記以外の申請者	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円

免税事業者から**インボイス発行事業者に転換する事業者**には、補助上限額を**一律50万円上乗せ**

＜制度概要＞

【対象】　小規模事業者

[補助率]　2/3 (賃金引上枠のうち赤字事業者は**3/4**)

[補助対象経費]　税理士への相談費用、機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費 等

（参考）インボイス制度支援策のリーフレット

中小企業庁
作成資料

<令和４年度第２次補正予算等>（令和５年６月時点版）

インボイス制度への対応に取り組む皆様へ
＼ 各種支援策のご案内 ／

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

特設サイト

インボイス制度に関する相談窓口

- ✓ **税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。**
  インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。
- ✓ **商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています**
  （**中小企業119**を通じた専門家派遣も受けられます）

相談受付窓口　よろず支援拠点

課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応にかかる事務負担の軽減

- ✓ **IT導入補助金**により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します
- ✓ **みらデジ**により、インボイス対応も含めた自社のデジタル化状況や経営課題を見える化します

課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ **小規模事業者持続化補助金**により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします

➡ **詳細は裏面へ**

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての取引上の懸念への取組み

- ✓ **免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A**を公表しているほか、実態把握のための**書面調査等**を実施しています
- ✓ 取引上のお悩みは**下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口**(以下Q&A末尾参照)または**下請かけこみ寺**にご相談ください

Q&A　下請かけこみ寺

本紙は「令和4年度第2次補正予算事業」の制度概要をご紹介しています。準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。

経済産業省　中小企業庁

チラシのダウンロードはこちら↑

<IT導入補助金> -デジタル化による事務負担軽減

デジタル化基盤導入類型では、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、商流一括インボイス対応類型では、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

類型名	商流一括ｲﾝﾎﾞｲｽ対応類型（新設）	デジタル化基盤導入類型				
申請者	大企業等	中小企業・小規模事業者等				
補助率	1/2以内	2/3以内	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
補助額	～350万円		～50万円（下限を撤廃）	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
ツール名	受発注ソフト		会計・受発注・決済・ECソフト		PC等	レジ等
対象経費	クラウド利用費（最大２年分）		ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大２年分）、ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェア更新等保守サポート費含む）			

［みらデジ］ ※IT導入補助金の申請要件です！

みらデジ経営チェックにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化の進捗状況・経営課題の確認が可能です。
経営改善のために是非ご活用ください。

みらデジはこちら　現在の公募情報はこちら

お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（0570-666-424）

<小規模事業者持続化補助金> -課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む**販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）を支援！**

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)に対し、**令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円上乗せ**します。（最大250万円補助）

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	**100万円**（50万円）	2/3以内（成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内）
成長・分配強化枠（賃上げや事業規模拡大の取組）	**250万円**（200万円）	
新陳代謝枠（創業や後継ぎ候補者等の新たな取組）	**250万円**（200万円）	

（ ）内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

お問い合わせ先：
・商工会地域の方
　所在地によって異なるため**右のQRコード**参照
・商工会議所地域の方　03-6632-1502

【商工会地域お問い合わせ先】【現在の公募情報はこちら】

資料４　令和５年度税制改正等による激変緩和・負担軽減策の概要

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

財務省作成資料

○　インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の３年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。

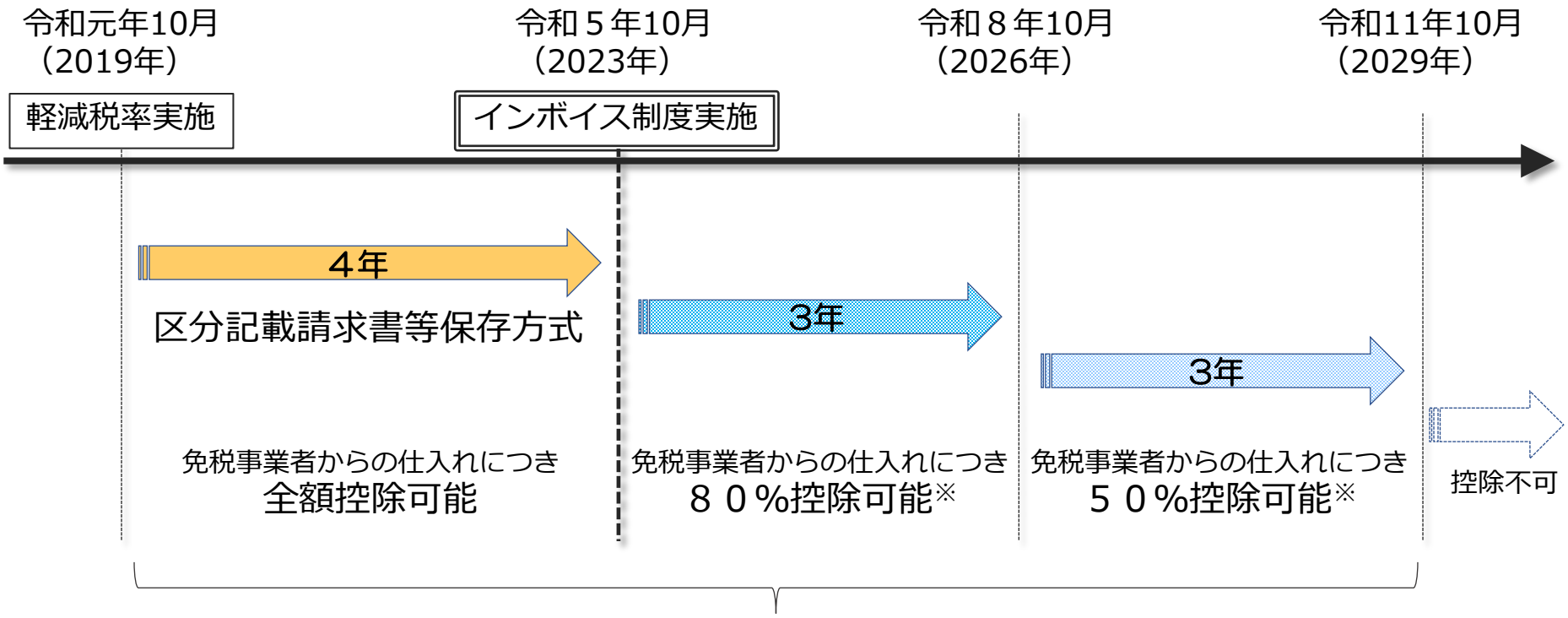

インボイス制度への円滑な移行のため、１０年間の経過措置期間を設けている

（免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討）

※　仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（８割控除・５割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

R5改正

財務省作成資料

○　免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の２割に軽減**する**激変緩和措置**を**３年間**講ずることとする。

○　これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。

※　免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和８年９月３０日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】

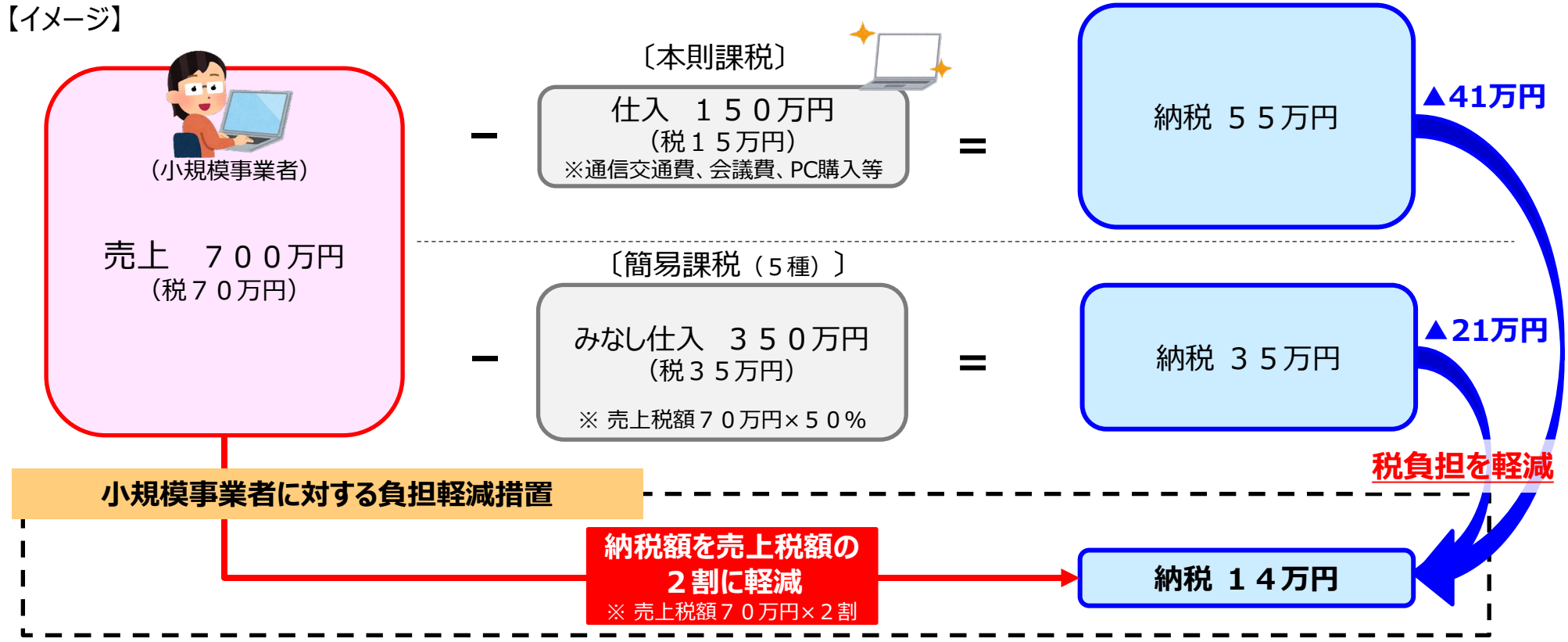

※　負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置 R5改正

財務省作成資料

○　軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。

○　この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮**し、**柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【改正の内容】

○　基準期間（前々年・前々事業年度）における**課税売上高が１億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**６年間**、**１万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみ**で**仕入税額控除を可能**とする。

※　なお、基準期間における課税売上高が１億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後６か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

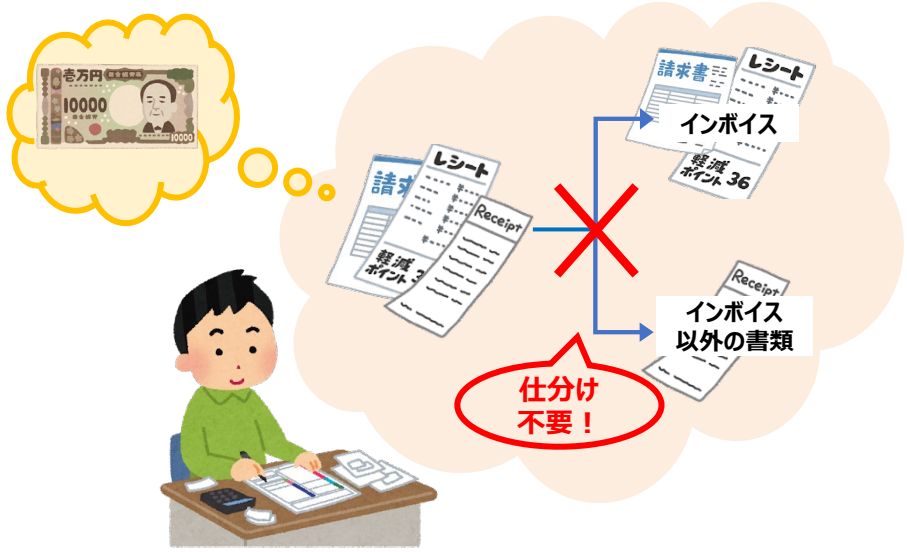

〔対象となる事業者の範囲〕

全事業者の**90.7%**が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者**のみを対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和２年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計

（参考）日本クレジット協会のクレジットカード動態調査集計結果に基づき、クレジットカードの平均決済単価を推計すると**5,000円前後**となっている。

資料５　公正取引委員会の取組

インボイス制度の実施に向けた公正取引委員会の取組

令和５年８月２５日

第１　独占禁止法・下請法上の考え方

１．インボイスＱ＆Ａの公表・周知 …… １・２

２．インボイス制度の実施に関連した相談対応 …… ３・４

第２　独占禁止法・下請法に基づく対応

１．書面調査を通じた情報収集 …… ５

２．インボイス制度の実施に関連した注意事例 …… ６

第３　今後に向けて …… ７

１．インボイスＱ＆Ａの公表・周知

インボイスＱ＆Ａの公表

■　「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ」（インボイスＱ＆Ａ）を関係省庁の連名で公表（令和４年１月策定、３月改正。次頁参照）。Ｑ＆Ａの中で、独占禁止法・下請法上問題となり得る行為についての考え方を明記。

インボイスＱ＆Ａの周知

＜特設サイトの設置＞

■　公正取引委員会のウェブサイトに「インボイス制度関連コーナー」を設置し、インボイスＱ＆Ａやインボイス制度に関する相談窓口一覧表などを掲載。

＜関係機関との連携＞

■　国税当局と共同でインボイスＱ＆Ａに関する説明動画を公開。

■　国税庁主催の説明会や税理士関連団体の講習会などに公正取引委員会の職員を講師として派遣。

■　中小企業関連団体のウェブサイトや広報誌にインボイスＱ＆Ａの案内を掲載。

公正取引委員会ウェブサイト

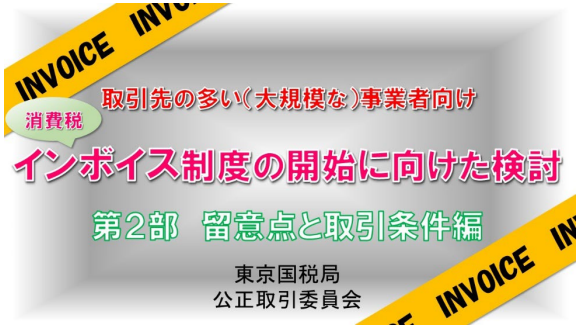

インボイスQ&Aの説明動画

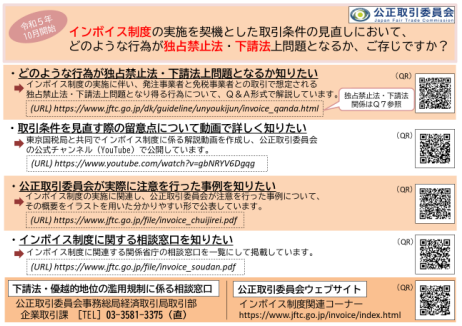

インボイスQ&Aの案内紙

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1　取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2　商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3　協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4　購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5　取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6　登録事業者となるような慫慂等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※　上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

２．インボイス制度の実施に関連した相談対応

- インボイス制度の実施に関連し、公正取引委員会に寄せられた独占禁止法・下請法に関する相談に対し、インボイスＱ＆Ａの考え方に沿って丁寧に対応している。
- 公正取引委員会は、インボイスＱ＆Ａを公表した令和４年１月以降、**約２０００件**（令和５年７月末時点）の相談に対応しており、相談件数は、増加傾向にある。

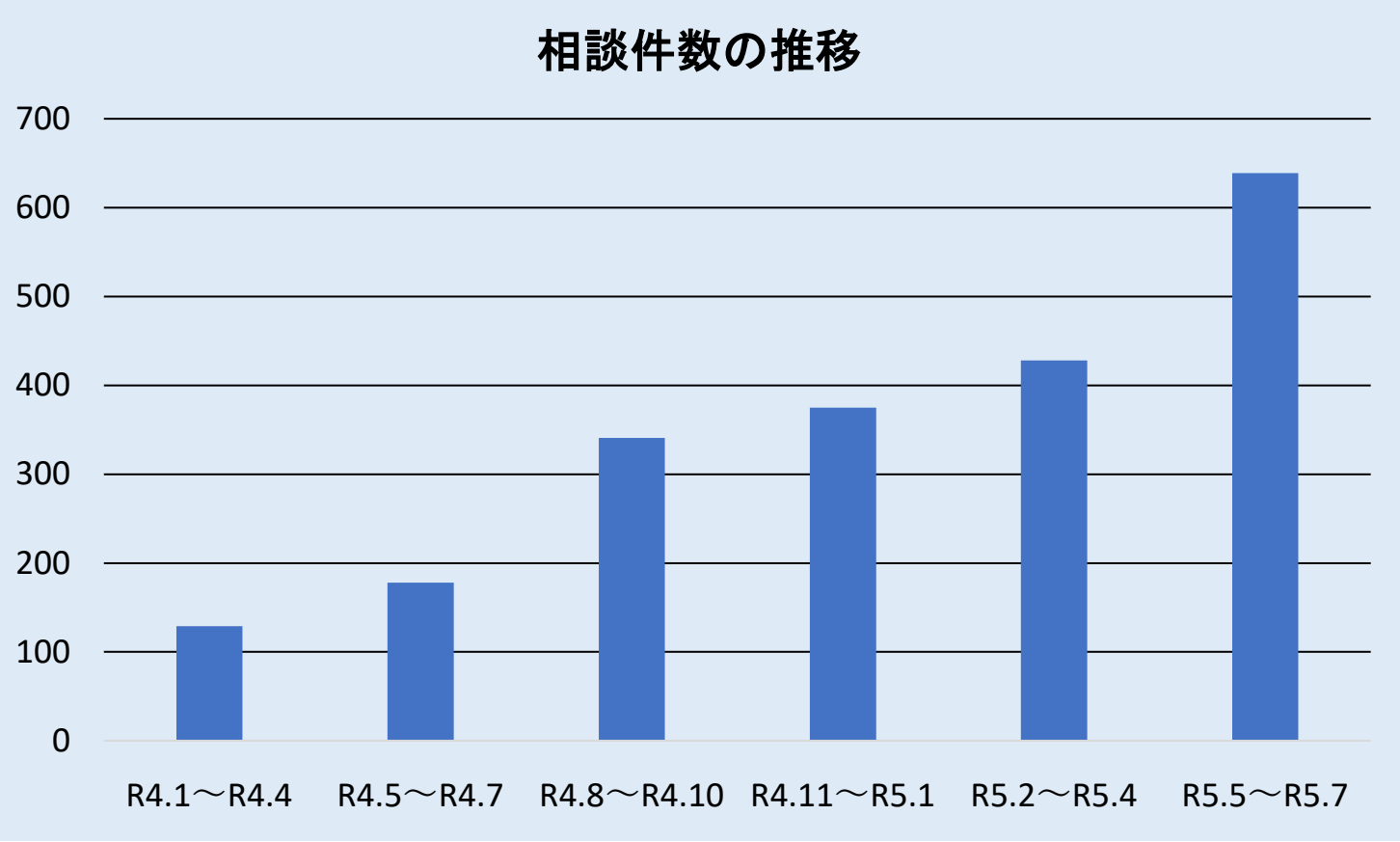

※相談については、発注者側、受注者側などの立場を問わず、幅広い者から受け付けている。

２．インボイス制度の実施に関連した相談対応（具体的な相談事例）

■公正取引委員会は、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談事例の概要を取りまとめており、インボイス制度の実施に関連した相談事例も公表している。

＜相談事例①＞　協同組合が、組合員と免税取引先との取引において、組合員が消費税相当額を負担しないことを決定すること（令和5年6月公表）

- 農作物αの加工事業者を組合員とする協同組合が、組合員が**免税取引先から農作物αを仕入れる場合に当該取引先に対して消費税相当額を負担しないことを決定することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。**

＜相談事例②＞　協同組合の行うチケット事業において、免税組合員に対して従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない金額を徴収すること（令和5年6月公表）

- 運送業務を営む事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行うチケット事業において組合員に対してチケット換金手数料を徴収するに当たり、**免税組合員に対しては、従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない10%分の金額を徴収することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。**

＜相談事例③＞　協同組合が委託を受けた運送業務を消費税の免税事業者である組合員に再委託を行う場合に、当該再委託の代金について消費税相当額を差し引いて支払うこと（令和4年6月公表）

- 運送業務を行う事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行う運送業務について、その配分先である組合員が消費税の免税事業者である場合、運送代金から消費税相当額の手数料を別途差し引いて支払うことについて、**取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、免税事業者との十分な協議を行うことなく、協同組合の都合のみで、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を一方的に設定した場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。**

１． 書面調査を通じた情報収集

■ 公正取引委員会が実施する各種書面調査において、インボイス制度の実施に関連した設問を追加し、問題となり得る行為の積極的な情報収集を行っている。

Ⅰ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

■ 令和５年５月、**１１万名の発注者及び受注者**に対し、調査票を発送。
■ 令和５年８月中に、上記受注者からの回答結果を踏まえ、**上記以外で調査すべき発注者**に対し、追加で調査票を発送予定。

Ⅱ 下請法の定期書面調査

■ **親事業者向けの調査**
令和５年６月、**８万名の親事業者**に対し、調査票を発送。
■ **下請事業者向けの調査**
今秋、**３０万名以上の下請事業者**に対し、調査票を発送予定。

Ⅲ 荷主と物流事業者との取引に関する調査

■ **荷主向けの調査**
今秋、**３万名の荷主**に対し、調査票を発送予定。
■ **物流事業者向けの調査**
今冬、**４万名の物流事業者**に対し、調査票を発送予定。

２．インボイス制度の実施に関連した注意事例

■ インボイス制度の実施に関連して、独占禁止法違反につながるおそれのある事例がみられたため、発注事業者に対し、注意を実施（令和５年７月末時点：１８件）。

注意事例の概要

- 経過措置により**一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず**、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も**課税事業者に転換せず**、**免税事業者を選択する場合**には、**消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告**を行った。

【注意した主な事業者及びその取引の相手方】

注意した事業者	取引の相手方
イラスト制作業者	イラストレーター
農産物加工品製造販売業者	農家
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家
人材派遣業者	翻訳者・通訳者
電子漫画配信取次サービス業者	漫画作家
カルチャー教室運営事業者	カルチャー教室講師
造園工事業者	植木師・庭師
社会保険労務士会	社会保険労務士
家庭教師派遣業者	家庭教師
芸能事務所	ナレーター

第３　今後に向けて

■ 公正取引委員会は、インボイス制度の円滑な実施に向け、引き続き、関係省庁・関係団体と連携してインボイスＱ＆Ａや相談窓口の積極的な周知を行うとともに、関係事業者からの個別相談に丁寧に対応し、違反行為の未然防止を図っていく。

■ さらに、各種書面調査において収集した情報も活用しつつ、独占禁止法や下請法に違反する行為には、厳正に対処していく。